

目次

1. 適法性、管理、および構造	3
1.1 適法性	3
1.2 生産者および生産サイト	3
1.3 生産者およびサイトの内部登録	4
2. 管理および組織	5
2.1 構造	5
2.2 スタッフの能力およびトレーニング	5
3. 文書管理	6
3.1 文書管理の要求事項	6
3.2 記録	7
4. 苦情処理	7
5. 内部品質マネジメントシステム監査	7
6. 内部生産者および生産サイトの検査	8
7. 不順守、是正措置、および制裁	9
8. 生産物のトレーサビリティおよび隔離	9
9. 生産物の回収	11
10. 外部委託業者	11
11. 追加の生産者または生産サイトの認証書への登録	12
12. ロゴの使用	12
附則 II.1 内部監査員および検査員の資格および責任	13
1. 主要な作業	13
1.1 検査員:	13
1.2 監査員:	13
2. 資格要件	13
2.1 正式な資格	13
2.1.1 検査員:	13
2.1.2 監査員:	13
2.2 技術的スキルおよび資格	13
2.2.1 検査員トレーニング	13
2.2.2 監査員トレーニング	14
2.2.3 検査員および監査員のための食品安全および G.A.P.のトレーニング	14
2.3 意思疎通の能力	14
2.4 独立性および機密性	14

生産者グループおよびマルチサイト（品質マネジメントシステム（QMS）が実施されていた場合）の要求事項を定めるこの部分は、認証を達成するために順守しなければなりません。これらの要求事項は、完全性および有効性を確保するために、GLOBALG.A.P.のQMSチェックリストを介して、内部的かつ外部的に評価される必要があります。

QMSのあるマルチサイト、および生産者グループのための要求事項

1. 適法性、管理、および構造

1.1 適法性

- a) 申請者が法人であること、または法人に属していることを明確に実証する文書があるものとします。
- b) 法人は、農業生産の実施および/または取り引きをし、グループ・メンバーおよび生産サイトとの法的契約の締結および代理となる権利を与えられるものとします。
- c) 法人は、GLOBALG.A.P.が認定した認証機関との、最新バージョン（GLOBALG.A.P.のウェブサイトです入手可能）のGLOBALG.A.P.サブライセンスおよび認証の契約の署名を通して、GLOBALG.A.P.との契約関係に入るものとします。あるいは、法人は、認証機関とのサービスの契約/合意の署名を含むGLOBALG.A.P.のサブライセンスおよび認証契約の受領および取り込みを明示的に認めるものとします。また認証機関は、QMSに対してGLOBALG.A.P.サブライセンスおよび認証の契約のコピーを渡すものとします。法人は、GLOBALG.A.P.認証書の唯一の保有者となります。
- d) 単一の法人は、1つの国あたり、1つの作物あたり、1つのQMSのみを運用することができます。オプション1の下で認証することができる法人だけが、オプション2の認証のためにグループに加わることができます。グループまたはマルチサイトが別のグループまたはマルチサイトに加わる場合、認証書の保有者になる1つの単一法人によって管理されるために、2つの品質マネジメントシステムは1に統合されるものとします。

1.2 生産者および生産サイト

1.2.1 生産者グループの生産者メンバーのための要求事項

- (i) 各生産者メンバーと法人との間で有効な書面による契約があるものとします。その契約は、以下の構成要素を含むものとします。
 - 生産者グループの名前および法的身分証明
 - 生産者の名前および/または法的身分証明
 - 生産者の連絡先所在地
 - 認証済みの生産物および非認証の生産物を含む、個別生産サイトの詳細（契約は、この情報について生産者グループの内部登録簿を参照することができます）
 - 面積（作物）またはトン数（家畜および水産養殖）の詳細（契約は、この情報について生産者グループの内部登録簿を参照することができます）
 - GLOBALG.A.P.の基準の要求事項を順守するための生産者の誓約
 - グループの文書化された手順、方針、および、提供された場合には、技術的助言を順守することについての生産者の合意

- GLOBALG.A.P.およびその他の内部の要求事項を満たしていない場合に、適用される可能性のある制裁
 - 生産者およびグループ代表者の署名
- (ii) これはグループの共通の QMS の下で行われますが、生産者グループの登録メンバーは、それぞれの生産サイトについて法律上の責任を負うものとします。
- (iii) 生産者グループのメンバーは法律上の認証書の所有者ではありません。したがって、生産者グループは、グループ認証書に関連するそれらの名前に基づいて生産物を市場に出さないものとします。認証書に関連することなく販売されるすべての生産物は、グループ物質バランスシステムに記録されるものとします。

1.2.2 オプション 1 のマルチサイト内の生産サイトのための要求事項

一般規則 I 4.2.1.j を参照のこと。

1.3 生産者およびサイトの内部登録

- (i) 登録簿は、契約したすべてのグループ・メンバーの生産者、および GLOBALG.A.P.の基準に従って生産するために使用される該当するすべてのサイトの生産者について維持されるものとします。

1.3.1 生産者グループのための要求事項

- (i) 登録簿は、少なくとも各生産者の以下の情報を含むものとします。
- 生産者の名前
 - 連絡先窓口担当者の名前
 - 正式な所在地（実体があり、郵送可能な所在地）
 - 連絡先窓口のデータ（電話番号、電子メール、およびファックス番号、入手可能な場合）
 - その他の法人識別情報（VAT 番号、ILN、UAID など）、ただし、付則 I.2 において公表されている生産国で必要な場合
 - 登録済みの生産物
 - 認証済みの生産物および非認証の生産物を含む、それらの個別生産サイトおよび場所の詳細
 - 栽培/生産面積および/または登録された各生産物の量
 - 生産者が 1 つ以上の認証機関を利用する場合、認証機関
 - 生産者のステータス（前回の内部検査の結果としての内部ステータス：承認済みの、一時停止など）
 - 前回の内部検査日
- (ii) GLOBALG.A.P.のグループ認証に含まれるように申請しない法人の生産者は、別々に記載されるものとし、GLOBALG.A.P.のデータベースに登録する必要はありません。（それらが、ベンチマークテストされたオプション、またはその他の GLOBALG.A.P.の基準を申請していない限り）このリストは生産者グループ内の管理目的のためのものであり、例えば、生産者グループの品質マネジメントシステムの有効性などに関する、発生した問題の明確化のために必要でない限り、外部に開示する必要はありません。

1.3.2 QMS 実施されている QMS のあるオプション 1 マルチサイトのための要求事項

1.1.3.1 に加えて、登録簿には、少なくとも各サイトについて生産サイト（所有権、賃貸など）と法人との関連に関する情報を含むものとします。

オプション 1 のマルチサイトでは、生産者ステータスの代わりに、生産サイト・ステータスが内部登録簿に含まれているものとします。

2. 管理および組織

QMS はしっかりとしており、グループの登録されたメンバーまたは生産サイトが GLOBALG.A.P.の基準要求事項を一定の方法で順守することを確実にするものとします。 .

2.1 構造

- a) 構造は、すべての登録された生産者メンバーまたは生産サイトにわたる適切な QMS の実施を可能にするものとします。
- b) 申請者は、GLOBALG.A.P.の要求事項がすべての生産者およびすべての生産サイトによって満たされることを有効に確実にするために、管理構造および適切にトレーニングを受けた十分な人的資源を持つものとします。組織構成は文書化されなければならない、また次の事項に責任を負う個人を含むものとします。
 - QMS の管理
 - 毎年の各生産者メンバーおよび/または生産サイトの内部検査（つまり、内部検査員）
 - 品質マネジメントシステムの内部監査、および内部検査の検証（つまり、内部監査員） 内部監査員および生産者を養成する責任を負う QMS の組織には、少なくとも 1 人の要員（例えば、内部監査員）がいるものとします。
 - グループへの技術的助言（グループの範囲に応じて）
- c) 管理職は、内部の監査員および検査員に、内部統制中に独立した技術的に正当な決定を下すための十分な権限を与えられるものとします。

2.2 スタッフの能力およびトレーニング

- a) 主要な要員の能力要件、トレーニング、および資格（1.2.1 に述べられているものだけでなく、他の特定された要員）が定められ、文書化されるものとします。これらの資格要件は、外部コンサルタントにも適用されます。
- b) 管理職は、GLOBALG.A.P.の基準の順守について責任のあるすべての要員が十分に訓練を受け、定められた能力の要求事項を満たすことを確実にするものとします。
 - 内部監査員の能力（附則 II.1 に定められている）は、管理職によってチェックされるものとします。
 - 内部検査員の能力（附則 II.1 に定められている）は、内部監査員によってチェックされるものとします。

- 内部監査員が、必要な食品安全および G.A.P.トレーニングを受けていない場合、ただし、QMS トレーニング/経験のみ、これらの資格（および QMS において特定された）を持ったもう一人の要員が、農場検査の承認を行なうために「監査チーム」の一員を構成するものとします。
 - 生産者グループ・メンバー/企業の技術アドバイザーは、認証の範囲（例えば、CB 7.2.1, AB 5.2.1）に応じて、該当する CPCC に記載されている要件を満たされているものとします。
- c) 資格およびトレーニングの記録は、能力を実証するために、GLOBALG.A.P.の要求事項に従って関与するすべての主要な要員（マネージャー、監査員、検査員など）のために維持されるものとします。
- d) 2 人以上の内部監査員または監査員がいる場合、それらは基準の取り組み方および解釈の一貫性を確実にするために、トレーニングおよび評価を受けるものとします。（例えば、文書化された覆面監査/覆面検査による）
- e) システムは、主要なスタッフが GLOBALG.A.P.規格の順守に関連する情報を提供され、開発、問題、法令上の変更を認識していることを実証するために整備されるものとします。上記に定めるような主要なスタッフのための、新任向けおよび毎年の更新トレーニングの証拠が、利用可能であるものとします。該当する場合、法令順守。

3. 文書管理

- a) GLOBALG.A.P.順守のための QMS の運用に関連するすべての文書は、適切に管理されるものとします。この文書には次のものを含むものとしますが、これには限定されないものとします。
- 品質マニュアル
 - GLOBALG.A.P.の運用手順
 - 仕事指示
 - 記録の書式
 - 関連する外部基準、例えば、現行の GLOBALG.A.P.の基準文書
- b) 方針および手順は、GLOBALG.A.P.の基準の要求事項の順守のチェックを実証するために、十分に詳しく述べるものとします。
- c) 方針および手順は、関連するスタッフおよび生産者グループの登録メンバーが入手可能であるものとします。
- d) 品質マニュアルの内容は、GLOBALG.A.P.の基準の要求事項および申請者の要件を引き続き満たしていることを確実にするために、定期的に見直されるものとします。施行される GLOBALG.A.P.の基準に関連する変更、または公表された指針は、GLOBALG.A.P.から与えられた期間内に品質マニュアルに組み入れられるものとします。

3.1 文書管理の要求事項

- a) 書面による手順には、文書管理を定めるものとします。

- b) すべての文書は、発行および配布の前に権限を与えられた要員によってレビューされ、承認されるものとします。
- c) 管理されたすべての文書は、発行番号（発行日/レビュー日）で特定されるものとし、またページは適切に付けられるものとします。
- d) これらの文書のいかなる変更も、それらの配布に先立って、権限を与えられた要員によってレビューされ、承認されるものとします。可能な場合にはいつでも、変更の理由および種類の説明が与えられるものとします。
- e) すべての関連文書のコピーは、QMSが管理されているあらゆる場所で利用できるものとします。
- f) 文書がレビューされ、新しい文書の発行に続いて、使用されなくなった文書は実際に無効にされることを確実にするための仕組みが整備されているものとします。

3.2 記録

- a) QMSの効果的な管理および実施、ならびに GLOBALG.A.P.の基準の要求事項の順守を実証するために記録があるものとします。
- b) 記録は最低2年間保管されるものとします。
- c) 記録は、本物で、判読可能で、適切な状態で保管および維持されなければならない、また必要に応じて検査のために利用可能であるものとします。
- d) オンラインまたは電子的に保管されている記録は有効です。署名が必要な場合、署名者の固有の照合および権限の付与を保証するパスワードまたは電子署名とすることができます。責任者の書面による署名が必要な場合、これが存在するものとします。電子記録は、認証機関の検査中に利用可能であるものとします。バックアップは常に利用可能であるものとします。

4. 苦情処理

- a) 申請者は、顧客の苦情を効果的に管理するためのシステムを持たなければならない、また、その苦情処理システムに関連する部分は、生産者が利用できるようにするものとします。
- b) 苦情がどのように受け入れられ、登録され、特定され、調査され、追跡され、レビューされたかを記載する文書化された手順があるものとします。
- c) 手順は、必要に応じて顧客が利用できるようにするものとします。
- d) その手順は、個別生産者またはサイトと同様に、申請者に対する両方の苦情を対象とするものとします。

5. 内部品質マネジメントシステム監査

- a) GLOBALG.A.P.スキームのためのQMSは、少なくとも毎年監査されなければなりません。
- b) 内部監査員は、附則 II.1 に定められた要求事項に順守するものとします。
- c) 内部監査員は、監査される分野から独立しているものとします。

- (i) 同じ人が最初に QMS を開発し、次に必要な毎年の内部 QMS 監査を行うことができます。ただし、日常的に行われる QMS の管理担当者は、内部 QMS 監査を行うことは認められていません。
- d) 内部監査、監査所見、および監査結果に起因するフォローアップの記録は、維持されなければならず、利用可能であるものとします。
- e) すべての QMS 管理点のためのコメントを含む完成した QMS チェックリストは、外部監査中に認証機関の監査員によってレビューのためにサイトで利用可能であるものとします。
- f) 組織（生産者グループまたはマルチサイトの企業）は、食品安全方針の宣言を完成し、署名するものとします。食品安全方針の宣言の完成および署名は、個々の新しい認証サイクルのために毎年更新される約束です。中央の管理は、QMS レベルで 1 つの宣言を作成し署名することによって、組織およびそのすべてのメンバーのためにこの約束を引き受けることができます。それは、内部監査に使用された QMS チェックリストに添付するものとします。食品安全方針の宣言が QMS レベルで完成しておらず、署名されていない場合には、各グループ・メンバー/個別生産サイトは、宣言を個々に完成した上で署名し、内部検査チェックリストにそれを添付するものとします。
- g) 内部監査が 1 日ではなく 12 か月間連続して行われる場合、事前に定められた予定が整備されているものとします。

6. 内部生産者および生産サイトの検査

- a) 検査は、関連する GLOBALG.A.P.の管理点および順守基準のすべてに対して、登録された各生産者（および対応する生産サイト）、または生産サイトで少なくとも 1 年に 1 回実施されるものとします。
- b) 内部検査の時期は、一般要求事項および範囲特定規則で定められている規則に従うものとします。
- c) 内部検査員は、附則 II.1 に定められた要求事項を順守するものとします。
- d) 内部検査員は、検査される分野からに独立しているものとします。内部検査員は、自らの日常業務を検査することができません。
- e) オプション 1 のマルチサイトのグループの新しいメンバーおよび新しい生産サイトは、内部の GLOBALG.A.P.の登録簿に入力に先だって、常に内部的に検査され、承認されるものとします。
- f) 最初の検査報告書および注記は維持管理され、また認証機関の検査のために利用可能でなければならない。
- g) 検査報告は、以下の情報を含むものとします。
- 登録された生産者および/または生産サイトの身分証明書
 - 責任を負っている登録された生産者または生産サイトの署名
 - 日付
 - 検査員の名前
 - 登録された生産物
 - 各 GLOBALG.A.P.の管理点に対する評価結果
 - チェックリストは、順守であると判明した上位の義務の管理点、不順守であると判明した上位および下位の義務の管理点、および適用しないと判明した上位および下位の義務の管理点について、コメント・セクションに詳細を含むものとします。ただし、管理点および順守基

準（CPCC）が注釈されなければならないかを事前に決定するチェックリストが GLOBALG.A.P.によって発行されない限りとします。これは、事後に監査証跡をレビュー可能にするために必要です。

- 特定されたすべての不順守および是正措置期間の詳細
 - 順守件数の計算を含む検査結果
 - 検査期間
 - チェックリストを承認した内部監査員の名前
- h) 内部監査員（または監査チーム、項目 1.2.2 b を参照のこと）は、内部検査員によって示された検査報告書に基づいて、生産者またはサイトは GLOBALG.A.P.要求事項を順守しているかどうかに関して、レビューし、決定を下すものとします。
- i) 内部検査を行なう内部監査員が 1 名だけである場合には、別の人（例えば、QMS で特定された経営代表者）が内部検査を承認するものとします。
- j) 内部検査が 12 か月間に連続的に行われる場合、あらかじめ定められた予定が整備されているものとします。

7. 不順守、是正措置、および制裁

- a) 内部または外部の監査および/または検査、顧客の苦情、QMS の障害に起因する可能性のある不順守および是正措置を取り扱う手順があるものとします。
- b) グループまたはそのメンバーによる QMS に対する不適合および不順守の識別、ならびに評価のための文書化された手順がそれぞれあるものとします。
- c) 不順守の後の是正措置は、評価され、措置のための時間尺度が定められるものとします。
- d) 是正措置の実施および解消についての責任が定められているものとします。
- e) GLOBALG.A.P.の一般規則パート I で定められた要件を満たす制裁および不適合の仕組みは、生産者または生産サイトで運用されるものとします。契約上の不適合の（例えば、QMS の内部方針のうちの 1 つを順守していない）場合には、制裁は QMS によって決定されることになっています。
- f) 登録された生産者または生産サイトの一時停止または取り消しを GLOBALG.A.P.が認定した認証機関に直ちに通知するために、仕組みが整備されているものとします。
- g) 記録は、その後の是正措置および意志決定プロセスの証拠を含む、すべての制裁を維持するものとします。

8. 生産物のトレーサビリティおよび隔離

- a) 該当する生産サイトに対して適合および不適合を問わず、登録された生産物の識別のために、また、すべての生産物のトレーサビリティを可能にするために、文書化された手順があるものとします。物質バランス演習は、法人内での順守を実証するために、生産物あたり、少なくとも毎年実施されるものとします。（項目 e）から k）を参照のこと）
- b) GLOBALG.A.P.の基準の要求事項を満たし、そういうものとして販売される生産物は、それらを非 GLOBALG.A.P.の認定品と混ざること防止する方法で取り扱うものとします。有効なシステムが、認

証済みの生産物および非認証の生産物の隔離を確実にするために整備されているものとします。これは、関連する記録を含む、物理的な識別または生産物の取り扱い手順を介して行うことができます。

- c) 有効な仕組みおよび手順は、GLOBALG.A.P.の認証済みの生産物および非認証の生産物の虚偽表示のいかなるリスクも解消するために整備されているものとします。プロセス（生産者メンバー/生産サイト、あるいは外部の供給元からのいずれか）に入っている GLOBALG.A.P.の生産物は、直ちに GGN、あるいは企業方針において明確に説明され、認証状況に対する固有の参照情報を提供するその他の参照情報で特定されるものとします。この参照は、個々に特定された最小ユニットで使用されるものとします。
- d) 並行生産/並行所有の場合には、QMS は、認証済みの生産プロセスから出される最終的に販売されるすべての生産物(農場レベルから、あるいは生産物の取り扱い後のいずれか)が GGN によって正確に特定されることを確実にするものとします。オプション 2 の場合には、それはグループの GGN でなければならず、さらに供給元の GGN を含むことができます。オプション 1 のマルチサイトの場合には、それが個別生産者の GGN であるものとします。GGN は、それが最終消費者の包装であるか否かにかかわらず、最小の個別包装単位で使用されるものとします。GGN は、非認証の生産物にラベルを付けるために使用されないものとします。これは、すぐに販売される生産物に関して、生産者と顧客との間で GGN を使用しないことについて書面による契約がある場合に限り、適用されません。GGN が含まれていない場合、これは顧客自身のラベル仕様でもあります。
- e) 認証済みの生産物および非認証の生産物の正確な生産物配送を確実にするために、最終の文書チェックがあるものとします。
- f) 認証済みの生産物の販売に関連するすべての取り引き文書（売上請求書、関連するその他の文書、配送文書など）は、認証書の所有者の GGN を含んでなければならず、また GLOBALG.A.P.の認証済みのステータスを含むものとします。これは内部文書において義務ではありません。実際的な識別（例えば、「GGN_GLOBALG.A.P. 認証<生産物名>」）で十分です。認証済みの生産物が認証品または非認証品として販売されているかどうかにかかわらず、認証済みのステータスの表示は義務です。（ただし、生産者のグループ/企業が未だ認証されておらず、最初の肯定的な認証判定の前に GLOBALG.A.P.の認証済みのステータスを参照することができないために、これは初回（まったく初めての）監査中にチェックすることができません）
- 生産物の GLOBALG.A.P.のステータスおよび/または取り引き文書の上の GGN を特定しないことについて、生産者のグループ/企業と顧客との間で書面による契約がある場合に限り、これは適用されません。
- g) 手順は、オプション 1 のマルチサイトの生産者のグループまたはサイトのメンバーから、または異なる供給元（つまり、その他の生産者または取り引き業者）から購入した、認証済みの生産物および非認証の生産物を識別するために運用規模に対して、適切に定められ、文書化され、維持されるものとします。記録は、次のものを含むものとします。

- 生産物説明
- GLOBALG.A.P.の認証のステータス
- 入荷/購入した生産物の量
- 供給業者の詳細
- GLOBALG.A.P.の認証書のコピー、可能な場合

- 入荷/購入した生産物に関連するトレーサビリティのデータ/コード
 - 評価対象となっている組織が受領した発注書/送り状
 - 承認された供給業者のリスト
- h) 認証済みの生産物および非認証の生産物の販売詳細は、認定および提供される説明として、出荷/販売される数量に対して特に注意して記録するものとします。
- i) 認証済みの生産物および非認証の生産物の入荷、出荷、および保管の量は、記録されなければならない、また物質バランスの検証プロセスを容易にするために概要が維持されるものとします。文書は、認証済みおよび非認証の投入物と生産物との間の一貫したバランスを実証するものとします。物質バランスの検証の頻度は定められなければならない、また運用の規模に対して適切なものであるものとします。ただし、少なくとも生産物ごとに毎年行われるものとします。物質バランスを実証する文書は明確に識別されるものとします。
- j) QMS の認証範囲に含まれる PHUs は、登録された生産物が、受領から、取り扱い、保管場所、および配送を通して、特定および追跡可能となるような手順を運用するものとします。
- k) 換算率は関連する各処理プロセスごとに計算され、利用可能であるものとします。発生した生産物廃棄物の量のすべてが記録されるものとします。
- l) PHU が運用中である場合、このセクションはさらに PHU レベルにおいても、内部的および外部的の両方について監査されるものとします。

9. 生産物の回収

- a) 登録された生産物の回収を有効に管理するために、文書化された手順が整備されているものとします。
- b) 手順は、回収を生じる可能性がある出来事の種類、生産物の回収の可能性に関して決定を下す担当者、顧客および GLOBALG.A.P.が認定した認証機関に通知するための仕組み、および在庫を調整する方法を特定するものとします。
- c) 手順は、いつでも運用することができるものとします。
- d) 手順は、それが有効であることを確実にするために適切な方法で少なくとも毎年検査されるものとします。また、検査の記録は保管されるものとします。

10. 外部委託業者

- a) サービスが第三者に外部委託されている場合、これらの活動が GLOBALG.A.P.の基準の要求事項に従って実施されることを確実にするための手順が存在するものとします。（管理点、すべての農場 AF 5.1を参照のこと）
- b) 記録は、あらゆる外部委託事業者の能力が評価され、基準の要求事項を満たすことを実証するために維持されるものとします。
- c) 外部委託事業者は、グループの QMS および関連する手順に従って作業するものとします。また、これはサービスレベルの合意または契約の中に明示されるものとします。

11. 追加の生産者または生産サイトの認証書への登録

新しい生産者およびサイトは、有効な認証書に追加することができます（内部の承認手順を満たしていることが条件）。認証書の所有者（グループまたはマルチサイト）は、登録された生産者のリストに/から、生産者および/またはサイトを追加または撤回に関して、認証機関に対して直ちに更新する責任があります。

- a) 1年間に新しい生産者（グループ内）またはサイト（マルチサイト内）が10パーセント以下である場合、GLOBALG.A.P.が認定した認証機関による生産者またはサイトを登録することによって、認証機関によるさらなる検証を必ず行うことなしに、承認リストに追加することができます。
- b) 承認され登録された生産者（グループ内）またはサイト（マルチサイト内）の数が、1年で10パーセント以上増加する場合、追加の生産者/サイトを承認リストに追加することができる前に、新しく追加される生産者/サイトのさらなる外部のサンプル検査（最小値は新しい生産者/サイトの平方根）、および任意のQMSの監査がその年に必要となります。
- c) 承認された登録された生産者/サイトの数が1年で増加する割合に関わらず、新たに登録された農場が、以前に承認され登録された生産物の面積または数を1年間で10パーセント以上増加するか、あるいは生産者（グループ内）またはサイト（マルチサイト内）で10パーセントの変更があれば、追加の外部のサンプル検査（最小値は新しい生産者/サイトの平方根）、およびオプションとして品質マネジメントシステムの監査が、承認されたリストに追加の生産者/サイトを追加することができる前年に必要です。
- d) 生産者/農場面積/家畜の数にかかわらず、サーベイランスと認証の監査および検査との間に、認証書に新しい生産物を追加する場合、新しい生産物を栽培している生産者の平方根に対して検査を実施するものとします。

12. ロゴの使用

- a) 生産者/生産者グループは、一般規則および再使用許諾契約に応じて、GLOBALG.A.P.の用語、商標またはロゴ、およびGGNを使用するものとします。GLOBALG.A.P.の用語、商標、またはロゴは、最終生産物、消費者向けの包装、あるいは売り場には表示されないものとします。ただし、認証書の所有者は、すべての企業間の連絡において、いずれか、および/または、すべてを使用することができます。
- b) GLOBALG.A.P.の商標は、最終消費者に対して販売されることを意図されていない、配合飼料製造（CFM）に認証済みの材料、GLOBALG.A.P.に認証済みの植物育成材料、IFAに認証済みの水産養殖の投入物（例えば、卵、種苗など）、および最終生産物（GLOBALG.A.P.の生産物リストに記載される）の生産のために投入物、およびIFAに認証済みの家畜の投入物（例えば、ひよこ）に使用することができます。また最終消費者に対する売り場では表示されません。
- c) 生産者が未だ認証されていないことにより、認証済みのステータスを参照できないため、GLOBALG.A.P.の用語、商標、またはロゴは、初回（最初の）検査中に使用しないものとします。

附則 II.1 内部監査員および検査員の資格および責任

1. 主要な作業

1.1 検査員:

- a) 認証要件の順守を評価するために、農場（マルチサイト内の生産サイト、または生産者グループのメンバーの生産サイト）の検査を行うことができます。
- b) 監査員の作業を行なってはなりません。
- c) 検査に関して、適時に正確な報告書を作成するものとします。

1.2 監査員:

- a) 認証要件の順守を評価するための、生産者グループまたはマルチサイトの QMS の監査を行う。
- b) 内部検査員の検査報告に基づいた、グループのメンバーの承認、またはマルチサイトの生産サイトの承認をする。内部監査員が検査を行う場合、検査報告書を承認しないものとします。
- c) 監査に関して適時に正確な報告書を作成すること。

2. 資格要件

2.1 正式な資格

2.1.1 検査員:

- (i) 認証範囲に関係する専門分野における高校卒業後の卒業証書（作物および/または家畜および/または水産養殖）、あるいは、資格取得の後、関連するサブ範囲における2年間の経験を含む農業高等学校の卒業資格、あるいは、3年間の業界固有の経験（例えば、関連する生産物の商業コンサルタント、特定の生産物に関連する現場経験を含む、農場経営）を含む、その他の高等学校の卒業資格。および、それらの認証範囲に関連する教育の機会への参加。

2.1.2 監査員:

- (i) 認証範囲に関係する専門分野（作物および/または家畜および/または水産養殖）における高校卒業後の卒業証書、あるいは、関連するサブ範囲における2年間の経験を含む農業高等学校の卒業資格、あるいは、品質マネジメントシステムにおける2年間の経験、および関連するサブ範囲における3年間の経験を含む、その他の高等学校の卒業資格。

2.2 技術的スキルおよび資格

2.2.1 検査員トレーニング

内部検査官の契約は、次の結果としてのみ起こるものとする。

- (i) 検査の基本原則を定められている1日の実務的な検査コース、および、
- (ii) 2つの認証機関の立ち合い、あるいは既に資格のある検査員による内部検査。GLOBALG.A.P. またはその他の認証機関のいずれかによる、および、内部監査員による、資格のある内部検査

員による、あるいは認証機関による、良好な結果の1回の覆面検査。

2.2.2 監査員トレーニング

- (i) 品質マネジメントシステムの実務的な知識。
- (ii) QMSに関連する内部監査員トレーニング・コース（最低16時間）の修了。

2.2.3 検査員および監査員のための食品安全および G.A.P.のトレーニング

- (i) 正式な資格の一部として、あるいはコーデックス食品規格の原則またはISO 22000におけるトレーニングに基づいた正式なコースの良好な結果での修了による、HACCPの原則のトレーニング。
- (ii) 正式な資格の一部として、あるいは正式なコースの良好な結果での修了による、食品衛生トレーニング。
- (iii) **作物の範囲の場合:** 正式な資格の一部として、あるいは正式なコースの良好な結果での修了による、植物保護、肥料、およびIPMトレーニング。これらのトレーニングは、これらの項目に関するトレーニングを専門とする第三者によって行われるものとします。生産物の特性および取り扱い運用に関するトレーニングは、内部で行うことができます。
- (iv) **家畜および水産養殖の場合:** 基礎的な獣医学、ならびに動物の健康および福祉の問題を含む畜産技能トレーニング。
- (v) すべての場合において、内部検査員には検査している生産物に関する実務的な知識があるものとします。

2.3 意思疎通の能力

- a) 母国語/作業言語に対応する「作業言語」のスキル。これには、現地で使用されている専門用語をそれぞれの作業言語に含めるものとします。
- b) この規則に対する例外は、GLOBALG.A.P.事務局と事前に明確にされるものとします。

2.4 独立性および機密性

- a) 監査員および検査員は、自身の職務を監査することを認められていません。それらの独立性は QMS によって管理されるものとし、かつ確実にされるものとします。（つまり、内部検査員/監査員は、自身の作業、あるいは過去 2 年間にコンサルティングを行った生産者を評価することができません）
- b) 監査員および検査員は、情報および記録の機密性を維持するために、生産者グループ/生産者の手順を厳格に守るものとします。

注記: 内部検査員および監査員の資格は、外部検査中に認証機関によって評価されるものとします。

Copyright

© Copyright: GLOBALG.A.P. c/o FoodPLUS GmbH: Spichernstr. 55, 50672 Cologne; Germany.
Copying and distribution permitted only in unaltered form.